

# 労働基準法労務管理講座

～事案ごとに対応方法を解説します～

主催 (一社) 三田労働基準協会・(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会  
(一社) 新宿労働基準協会・(一社) 池袋労働基準協会・王子労働基準協会・向島労働基準協会

労務管理をめぐる日常の諸問題は、人(従業員)を扱うものであるだけに、より公正・妥当な解決が求められますが、法令等に照らしてスッキリ解決できない問題もあります。手際よく解決・処理していくところに実務担当者の役割がありますが、また悩みもあると思います。

本講座は、そうした悩みに応じて、事案ごとに労基法上の問題点等、判例を踏まえて実務的にやさしく解説いたします。ぜひご参加ください。

1、日時 平成29年1月24日(火) 13時30分～16時20分(受付13時より)

2、講師 森井 博子 氏(元労働基準監督署長 特定社会保険労務士)

3、内容

## [労働時間監督]

- ① 労働基準監督署では、労働時間管理について厳しく指導すると聞いております。どのような監督がされるのでしょうか?

## [労働時間・変形労働時間]

- ① 1カ月単位の変形労働時間制を取っていますが、労働基準監督署の調査で呼ばれた時、1カ月単位の変形労働時間制の要件を満たしていないので、法違反とされた事例があると聞きました。注意点を教えてください。
- ② 営業社員事業場外労働時間に関するみなし労働時間制についての注目すべき判例と監督事例。
- ③ 企画業務型裁量労働制を採用している企業が気を付けなければならないこと。

## [賃金]

- ① 定額残業制を取る場合の注意点

## [退職]

- ① 労働者からいきなり退職の申し入れがあった場合。
- ② 労働者から退職の申し入れがあっても人手不足なので承諾しない場合。

4、定員 80名(先着順)

5、会場 大田区立 消費者生活センター 2F 大集会室 (裏面案内図参照)

6、受講料 (資料代・消費税込) 会員2,000円 それ以外の方 3,000円

7、申込方法等

- ① 受講申込: 裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ② 申込受付と受講料の振込: 受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内(到着から 1 月 17 日まで 2 週間ない場合は 1 月 17 日(火)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝 4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい(例 0124 〇〇カイシャ等)			

- ③ 受講の取消: 1 月 17 日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

- ④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

8、問い合わせ先(一社)三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話: 03-3451-0901 FAX: 03-3451-7692

\*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋、王子、向島労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は大田労働基準協会です。